

最低賃金の季節になりました

今年度の最低賃金について、すべての地方最低賃金審議会で改定額が答申されました。異議申立の手続きを経て10月上旬に発効される見通しです。

今年度の改定額

全国加重平均で賃金額は901円、前年度と比べて27円上昇する見込みです。最も注目したいのが、東京都・神奈川県で初めて最低賃金が**1,000円を超えることです！！**

都道府県	改定額	前年度額	前年度比	発効予定日
埼玉県	926円	898円	+28円	10月1日
千葉県	923円	895円	+28円	10月1日
東京都	1,013円	985円	+28円	10月1日



最低賃金はどうやって比較するの？

最低賃金の対象となる賃金は、毎月一定に支払われる**基本的な賃金**です。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外・休日・深夜割増賃金
- ④精勤手当、通勤手当、家族手当



これらの賃金は

含みません！

最低賃金は、対象となる賃金を**1時間当たりの金額**に換算して比較します。

日給制の場合 $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金}$

月給制の場合 $\text{月給} \div \text{1カ月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金}$

【具体例】東京都で月給制で働く場合

基本給:150,000 円/月、職務手当:30,000 円/月、通勤手当:5,000 円/月、時間外手当:35,000 円

月平均所定労働時間:167 時間

$(150,000 + 30,000) \div 167 \text{ 時間} = 1,077.844 \rightarrow 1,013 \text{ 円}(985 \text{ 円})$

となり、最低賃金を上回るようになります。

最低賃金の対象者

最低賃金はパートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や名称を問わず、**すべての労働者**に適用されます（一定の労働者について都道府県労働局長の許可を受けた場合を除きます）。

最低賃金法では、違反した場合の罰則規定（**50万円以下の罰金**）も設けられており、また、悪質な場合は事業主名の**公表**などの対象にもなりますので注意が必要です。

全国の最低賃金

埼玉県、千葉県、東京都以外の最低賃金は厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000537302.pdf>

